

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

確定申告が始まります

今年も確定申告の時期がやってまいりました。申告される方は、ご準備よろしくお願ひいたします。以下では、所得税と贈与税の確定申告が必要となる方と、必要書類についてまとめてみました。なお、本年度の確定申告の期間は、2月16日（金）から3月15日（木）までとなっています。

所得税の確定申告が必要な方

① 給与所得のみの方

給与所得のみの方は、通常は年末調整で納税は完了していますので、確定申告は不要ですが、下記の方は必要となります。

- (イ) 年間の給与収入が2,000万円を超える人
- (ロ) 2か所以上から一定額の給与の支払いがあった人
- (ハ) 一定額のアルバイト収入がある方で源泉徴収をされていない人

(ニ) 給与所得以外の所得があった人

(ニ)の場合については、給与の支払いが1ヵ所がかつ年末調整されており、給与所得及び退職所得以外の所得の合計が20万円以下である場合は、確定申告不要となっています。

例えば、給与の他に駐車場収入がある場合に、駐車場の収入から必要経費を引いた利益の額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告は不要となります。

ただし、例外として同族会社の役員等は、その同族会社から給与のほかに貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取っている場合には、これらの所得が20万円以下であっても、確定申告をする必要があります。

② 公的年金等の収入のみの方

年間の公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下

である場合は確定申告の必要がありませんが、住民税の申告が必要な場合があります。

③ 株の売却をした方

- (イ) 特定口座（源泉徴収口座）以外の口座で株式の売却をして、利益を得た場合。
- (ロ) 過去3年内（平成26～28年）の上場株式等の譲渡損失の金額を、本年度の株式等に係る譲渡益と上場株式等に係る配当所得と相殺をしたい場合。
- (ハ) 平成27～29年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成30年以降に繰り越したい場合。

上場株式等に係る譲渡損失の金額は3年間繰り越すことが出来ます。ただし、確定申告をしないと繰り越すことが出来ませんので、ご注意ください。

④ 不動産を売却された方

不動産を売却し、売却益がある場合には確定申告が必要です。

⑤ 保険の満期・解約があった方

保険の満期や解約があった場合は、確定申告が必要な場合があります。この場合、「一時所得」という所得区分になりますので、収入金額から払い込んだ保険料を引き、さらに一時所得の特別控除額50万円を差し引いた金額を2分の1にした金額が課税所得となります。

贈与税の確定申告が必要な方

確定申告が必要な税目としては所得税の他に贈与税もあります。

下記の場合は、贈与税の確定申告が必要となりますのでご注意ください。

- (イ) 平成29年中に110万円を超える財産の贈与を受けた場合。
- (ロ) 財産の贈与を受けた方で配偶者控除の特例を適用する場合。
- (ハ) 財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税を適用する場合。
- (ニ) 財産の贈与を受けた方で、住宅取得資金の非課税を適用する場合。

還付申告をすることができる人

転職をした方や、年末調整では適用できない所得控除（医療費控除やふるさと納税等の寄付金控除、住宅ローン控除等（初回のみ））を受ける方は、納めた所得税が戻ってることがあります。

還付申告については、提出期限後の申告が可能な場合がありますので、期限後であっても気がつかれた場合は当事務所までご相談ください。

給与に係る源泉徴収の改正

今回の確定申告というよりは**平成30年1月以降の給与計算についての注意点**になります。給与から控除する源泉所得税の金額を算定する際の扶養人数の数え方が配偶者控除、配偶者特別控除の改正に合わせて変更となりました。

改正前は納税者の所得に関係なく配偶者の年収が103万円以下（所得38万円以下）であれば1人としてカウントしていました。これに対し、改正後は配偶者の年収が150万円以下（所得85万円以下）まで1人としてカウントすることになりました。ただし、納税者の年収が1,120万円を超える場合（所得900万円超）には、配偶者控除が出来ないため、扶養人数には入れないことになりました。

扶養人数を間違えると毎月の給与から控除される源泉所得税の金額が少なくなり、年末調整時に徴収となってしまう可能性があります。そうした事態を避けるため、年収が高い方については扶養人数について、確認して頂くことをおすすめします。

確定申告の際に用意して頂きたい書類

確定申告の際に用意して頂きたい書類で一般的なものは以下の通りになります。

- ① 給与所得の源泉徴収票
- ② 公的年金等の源泉徴収票
- ③ 配当金の支払調書
- ④ 特定口座年間取引報告書
- ⑤ 医療費の領収書（セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、対象となる医薬品を購入した薬局等の領収書）
- ⑥ 社会保険料（国民年金、国民健康保険等）の控除証明書
- ⑦ 生命保険料、地震保険料の控除証明書（年末調整時に提出していない場合）
- ⑧ 寄付金（ふるさと納税を含む）の受領証
- ⑨ 住宅ローンの年末残高等証明書（住宅ローン控除の適用を受ける場合）

不動産所得がある場合は以下のものもご用意ください。

- ① 不動産の使用料等の支払調書または家賃等が入金される通帳の写し
- ② 固定資産税課税明細書、その他不動産所得に係る経費の領収書

また不動産等の譲渡、保険の満期・解約がある場合、他に所得や控除できるものがある場合には、その関係書類も用意して頂きますようお願い致します。

お手数お掛けしますが上記の書類のうち該当するものをご用意の上、巡回時または郵送等で担当者にお渡しください。できるだけ早く資料を頂けると大変助かります。

今回の確定申告から医療費控除との選択適用という形ではありますがセルフメディケーション税制の適用が可能となりました。対象となる医薬品等の領収書をお持ちの方はその準備もお願い致します。以上